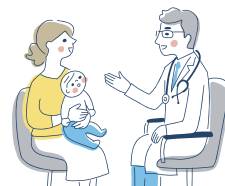


児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

児童扶養

手当を受給している人、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人に更新申請書類を送付しました。

また、離婚や配偶者と死別などされた人で、まだ申請をしていない人は、早めに相談または申請してください。ただし、所得制限や公的年金の受給状況などにより対象にならない場合があります。



休日受付窓口を開設
 8月31日(土)午前8時30分～午後5時15分
 所 ども家庭センター

詳しくは


市民税非課税世帯の子ども医療費助成(医療費無料)の手続き

市民税非

課税世帯の小学生から高校卒業相当の年齢まで、医療費無料となる助成を受けるには「所得調査に係る承諾書」の提出が必要です。該当すると思われる人で未提出の人は、ども家庭センターまたは各総合事務所で手続きするか、郵送(様式は市ホームページからダウンロード)で提出してください。



提出のあった世帯の令和7年度課税状況を確認し、対象となる場合、8月下旬に新しい受給資格証を交付します。

なお、すでに提出済みで医療費無料の受給資格証が交付されている場合には、令和7年度の課税情報を確認し、更新した受給資格証を送付します。

問 ども家庭センター(☎025・520・5726)

詳しくは


低所得の子育て世帯に生活支援給付金を支給します

物価高騰により、特に家計への影響が大きい児童扶養手当受給世帯および令和7年度住民税が非課税または均等割のみ課税となる18歳以下の児童のいる世帯に対し「生活支援給付金」を支給します。



●支給額

18歳以下の児童1人につき2万5千円

●支給方法

①児童扶養手当受給世帯

申請は不要です。令和7年6月分の児童扶養手当を受給した人へは、7月29日(土)に指定の口座に振り込みます。以降、新たに児童扶養手当の受給が決定した人に順次支給します。

②令和7年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯

令和7年6月16日時点で、市内に住所を有し、かつ、令和6年度の物価高騰支援給付金を受給した人へは、8月26日(土)に指定の口座に振り込みます。申請は不要です。

令和7年1月2日以降に転入した人を含む世帯など、市で課税状況を判定できない世帯や、口座情報を把握していない世帯には、申請書類を郵送しますので、早めに手続きをしてください。

問 令和8年3月31日(土) (郵送の場合は消印有効) までにども家庭センター (☎025-520-5726)



詳しくは



【追加募集中】上越市住宅リフォーム促進事業(子育て・若者夫婦世帯支援枠)

問 建築住宅課(☎025-520-5786)

令和7年度上越市住宅リフォーム促進事業補助金(子育て・若者夫婦世帯支援枠)を追加募集しています。対象となる工事の詳細など、詳しくは市のホームページをご覧ください。

詳しくは



項 目	内 容
受付期間	8月18日(土)まで(募集期間中に予算に達した場合は、抽選とし、予算に達しなかった場合は、受け付けを継続)
補助対象世帯	・令和7年4月1日時点において、扶養を受けている18歳未満の子が一人以上いる世帯または妊婦を含む世帯 ・令和7年4月1日時点において、本人またはその配偶者のいずれかが39歳以下である若者夫婦世帯
補助対象工事および補助額	・子育てに対応した工事および家事負担軽減のための工事 (補助率50%、上限40万円) ・上記に追加で実施する一般枠で対象としている工事 (補助率20%、上限10万円)
合計で50万円	